

諏訪市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

平成5年1月20日  
告示第1号

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第1 建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）の競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の申請をすることができる者（共同企業体（2以上の建設業者が一の場所において行われる建設工事を共同して請負って、かつ共同施工する企業体をいう。）にあっては各構成員）は、次の各号に掲げる申請の区分ごとに、当該各号に定める要件に該当していなければならない。

(1) 建設工事に係る申請 次に掲げる要件

ア 入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年の10月1日（以下「資格審査基準日」という。）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

イ 申請日の属する年度において法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果について法第27条の29第1項に規定する総合評定値の請求をしていること。

ウ 入札参加資格の審査を希望する建設工事の種類について審査基準日の直前2年の各事業年度（個人営業者にあっては、営業年度。以下同じ。）に完成工事高があること。ただし、市長が適当と認めた者についてはこの限りでない。

エ 法人にあっては、市税（諏訪市に納税義務がある場合に限る。）並びに都道府県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。

また、個人にあっては、市税（諏訪市に納税義務がある場合に限る。）及び個人の市町村税（諏訪市以外に納税義務がある場合に限る。）並びに都道府県税並びに地方消費税に未納がないこと。

(2) 建設コンサルタントの業務に係る申請 次に掲げる要件

ア 次に掲げる業務の業種の区分に従い、当該区分に定める要件を満たしていること。

イ 建設コンサルタント等の業務の事業年数が資格審査基準日の前日まで引き続き1年以上経過していること。

ウ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について資格審査基準日の属する年度の直前1年間の事業年度において業務実績があること。ただし、市長が適当と認めた者についてはこの限りではない。

エ 法人にあっては、市税（諏訪市に納税義務がある場合に限る。）並びに都道府県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。

また、個人にあっては、市税（諏訪市に納税義務がある場合に限る。）及び個人の市町村税（諏訪市以外に納税義務がある場合に限る。）並びに都道府県税並びに地方消費税に未納がないこと。

(建設工事の入札参加資格)

第2 建設工事の入札参加資格は、請負契約の予定価格の金額に応じて、次に掲げる事項について審査した結果に基づき、法第2条第1項に規定する建設工事の業種ごとに付与するものとし、土木一式工事及び建築一式工事にあつてはA、B、C、D又はEの5等級に、電気工事、電気通信工事、舗装工事、管その他の工事にあつてはA、B又はCの3等級のいずれかに格付けし、認定するものとする。

- (1) 法の規定に基づく経営事項審査の項目及びこれらについての結果
  - (2) 工事経歴
  - (3) 市の発注した工事の工事成績
  - (4) 労働福祉の状況
  - (5) 不誠実な行為の有無その他信用状態
  - (6) その他市長が必要と認める事項
- (建設コンサルタントの業務の入札参加資格)

第3 建設コンサルタントの業務の入札参加資格は、次に掲げる事項を審査した結果に基づき、それぞれ業種ごとに認定するものとする。

- (1) 資格審査基準日及び申請の日における登録状況
- (2) 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度における業務実績
- (3) 業務経歴
- (4) 資格審査基準日における技術職員
- (5) 営業年数
- (6) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (7) その他市長が必要と認める事項